

【足立区地域自立支援協議会権利擁護部会】会議概要

会 議 名	令和元年度 第1回 【足立区地域自立支援協議会権利擁護部会】
事 務 局	福祉部 障がい福祉課 衛生部 中央本町地域・保健総合支援課
開催年月日	令和元年7月1日（月）
開催時間	午後2時00分～午後4時00分
開催場所	千住庁舎 2階会議室
出席者	別紙のとおり
欠席者	無し
会議次第	1 次第 開会 2 委嘱状交付 3 議事 （1）障がい者虐待の対応状況について （2）足立区手話言語と障がい者の意思疎通に関する条例について （3）聴覚障がいに係る差別の事例について 4 事務連絡
資 料	1 第1回権利擁護部会次第 2 第1回権利擁護部会席次表 3 権利擁護部会委員・オブザーバー・事務局名簿【資料1】 4 障がい者虐待の対応状況について【資料2】 5 足立区手話言語と障がい者の意思疎通に関する条例について【資料3】 6 キャリーファイル 「はじめてみませんか？「手話」」 7 冊子「みんながいっしょに暮らせるまちへ」 8 冊子「みんながもっとつながるために手話を知ろう！」 9 冊子「知っていますか？障害者差別解消法」 10 あだち広報6月10日号

様式第2号（第3条関係）

（協議経過）

1 開会

○進行：二見事務局員

○小山委員

権利擁護部会は自立支援協議会の中の専門部会の一つであり、重要な課題を議論する場であると考えている。活発な議論をお願いしたい。

聴覚障がいの差別の実例等について、足立区ろう者協会の加藤会長にお話しいただく。

4月に足立区手話言語と障がい者の意思疎通に関する条例を制定した。この条例についての思いも含めてお話いただければと思っている。

○二見事務局員

ー配付資料確認ー

今年度の権利擁護部会は3回の開催を予定している。第2回目は9月26日、第3回は11月を予定している。

議事の内容については、昨年度に引き続き、障がい者の差別解消に関する事、障がい者に対する理解促進に関する事を検討すると共に、今年度からは障がい者の虐待防止、成年後見制度の利用促進についても議論していきたいと考えている。

議事録作成・公開の説明及び録音の承諾。

本日は聴覚障がいに係る差別の事例について足立区ろう者協会の加藤会長よりご紹介いただき、委員の皆様と議論いただく予定である。

2 委嘱状交付

今年度より委員となったハローワーク足立専門援助第二部門統括の木村委員へ小山課長より委嘱状交付。

○二見事務局員

今年度人事異動により新たに委員となった方から自己紹介をお願いしたい。

○中村部会長

部会長を務めます。平成25年から平成27年まで権利擁護センターあだちで勤務していた。権利擁護部会の議論についてぜひご協力をお願いしたい。

○木村委員

ハローワーク足立専門援助第二部門という障がいのある方の仕事の相談等を受けている部署に在籍している。ハローワーク足立は初めての勤務となる。勉強しながら参加させてもらえればと思う。

○加藤オブザーバー

足立区ろう者協会の加藤です。権利擁護部会に呼ばれてとても嬉しく思う。手話言語条例が制定され、大変嬉しく思っている。以前から大変差別を受けてきた。聴覚障がいは見えない障がい。言語は音声言語のことだけだと思われ、手話で会話をしていると、言語ではないと思われてしまう。理解されないことが多い。本日はよろしくお祈いします。

3 議事

○中村部会長

議事の進行を務める。

本日はオブザーバーとして足立区ろう者協会の加藤会長にお越しいただいている。加藤会長には、「足立区手話言語と障がい者の意思疎通に関する条例」や聴覚障がい者への差別の事例についてご紹介いただく。加藤会長からのお話を伺い、委員の皆様と活発な意見交換ができればと思っている。

（1）障がい者虐待の対応状況について【資料2】

○山崎事務局員

障がい者虐待の対応状況について報告する。虐待相談件数は前年度とほぼ同数。平成29年度は27件、平成30年度は24件であった。30年度は養護者による虐待は16件、施設従事者による虐待は8件、使用者による虐待は0件であり、29年度は養護者による虐待は15件、施設従事者による虐待は11件、使用者による虐待は1件であった。傾向として、養護者による虐待では身体的虐待、施設従事者による虐待では心理的虐待が多い。

昨年度発生した障がい福祉センターあしすと生活体験系の心理的虐待について、改めてお詫びする。本件については、資料2の裏面に足立区障がい福祉センターあり方検討委員会報告書の概要を記載している。既に足立区のホームページでも報告書等が公開されているので、改めてご確認いただければと思う。現在障がい福祉センターでは、あり方検討委員会の報告書に基づいて、風通しの良い組織づくりに向けて奮闘している。皆様からのご意見をいただきながら努力していきたいと考えている。

本件を受け、今年度より障がい者虐待防止センターの窓口を障がい福祉センターから障がい福祉課障がい施策推進担当へ変更した。虐待通報専用電話も障がい福祉課へ新たに設置した。これまで同様障がい福祉課各援護係、

各保健センター、障がい福祉センターも相談窓口となっているため、引き続きご相談いただければと思う。

虐待防止法は虐待を防止すること、起きてしまった時に必要な手立てをすることが趣旨となっている。また、啓発事業の一環として年1回障がい福祉サービス事業所向けに研修を実施している。昨年度は山田弁護士を講師にお招きし、障がい者支援における権利擁護と虐待防止という研修を行い、124名の方に参加していただいた。その他グループホーム事業所ネットワークでの研修の実施や、事業所ごとの取組みとして小規模研修も実施しており、昨年度は事業所の研修について、2件の講師依頼があった。

昨年度障がい者虐待防止の担当としての意見は、障がい者の生活という連続性の中で、虐待の場面はほんの一部分の場面であると感じている。支援者の方も保護者の方も必要な支援を行っているが、一部の場面を切り取られて通報となる場合もある。引き続き、養護者等を守るような支援を実施していければと考えている。

○中村部会長

事務局からの報告について意見はあるか。

○江黒委員

一部の場面を見て通報するという部分について、なかなか理解が不十分であると感じている。例えば、命に関わる事象を回避するために腕をつかむ、引っ張るという行為は虐待には該当しない。虐待に該当する事例については周知していただいているが、虐待に該当しない例も含めて伝えていかないと、「虐待通報されるから下手に手が出せない」と思われてしまう。

○木村委員

職場という場面でも、通報の内容についてどのような状況で発生したかの事実確認が必要である。一方的な話で理解するのではなく、双方の意見を聞き、対応していく必要があると考えている。今のところ、虐待という案件は聞いていない。

(2) 足立区手話言語と障がい者の意思疎通に関する条例について【資料3】

○伊藤事務局員

この度足立区では、平成31年第1回定例会で「足立区手話言語と障がい者の意思疎通に関する条例」が厚生委員会の連名で議員提案として制定された。議員提案については全国的にも珍しいと聞いている。この条例の目

的は、手話が言語であることへの理解の促進、障がい者の意思疎通に関して基本理念を定めて、足立区、区民、事業者の役割を明らかにすることにより、全ての区民が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することとしている。条例の本文はホームページに掲載しているの、後でご確認いただきたい。

この条例に関する具体的な施策について、資料3に記載のとおり啓発事業を行っている。まずは、本日お配りしたパンフレットとファイルを作成し、区民事務所、地域学習センター等での配付や、舎人公園で行われた千本桜まつり等イベントでの配付を行っている。また、SNSでの啓発としては、足立区公式フェイスブックで「障がい者への心づかいシリーズ」のパート12ということで、「手話は言語」という内容で投稿している。

本日配付した資料にあだち広報6月10日号の第5面に「手話は言語。ろう者の命！」というタイトルで特集記事を組み、足立区ろう者協会の石村真由美さんにインタビューを行った内容も含めて掲載している。同じ記事内に掲載しているが、区民講座として本日お越しいただいている足立区ろう者協会の加藤会長を講師にお招きし、手話の区民講座を実施する予定。

手話講習会の実施ということで、今年度から手話通訳者の増加を図ることを目的として、初級、中級、上級コースに加え、今年度から養成コースを実施している。毎年5月から翌年の2月までの長期間で実施している。この講習会を受講し、手話通訳者の統一試験に合格すると、手話通訳者として登録していただくことが可能になる。職員研修としても手話講座を実施している。手話通訳者のようにスムーズな意思疎通とはいかないが、簡単な挨拶等ができるよう、研修を実施している。

NPO法人デフサポート足立では出張講座を実施している。

今後の予定としては、引き続き区民、学校、事業者等に対して、障がい者差別解消、ヘルプマークと合わせて手話についても啓発をおこなっていく予定である。

(3) 聴覚障がいに係る差別の事例について
○中村部会長

本日オブザーバーとしてご参加いただいている足立区ろう者協会の加藤会長から手話が言語であること、条例が制定されたことに対する思いについてお話いただきたい。

○加藤オブザーバー

ろう者は昔から差別を受けてきました。見た目からはどこが障がいかわかってもらえない、見えない障がい。言語が違う。昔から手話はかっこ悪いと言われてコミュニケーションが取れず、筆談でも通じなかった。昔はろう学校も口話主義だった。本当は手話で勉強したかったが、口の開け方によってそれを読み取らなければならなかった。例えば、「卵」「タバコ」「なまこ」はどれも口形が同じでどれなのかわからない。そのような教育の間違ひもあった。個人の力に合わせずに全員を口話教育としたことから差別が始まったと思う。戦後ドイツのプラット会議で口話が良いということが広まった。ろうあ連盟も頑張って戦った。日本は10年、20年ろう教育が遅れており、政治や行政がわからず、ついていけない。日本は言語は音声言語だけだと思っているという遅れと理解不足があった。ろう者は学校で習った知識が健聴者と比べて2、3年遅れる。日常生活の中で聞こえる言語から獲得しているが、ろう者はそれができない。

ろう者にとって落語は難しい。落語は言葉の意味を調べれば笑えるが、その場ではわからない。

突然の腹痛で会社を休みたい時に、健聴者は「今日はお腹が痛いので休みます」と言えば通じるが、ろう者は「昨日、飲みすぎて・・・」と正直に細かく全て説明をする。ろう者の中では細かく説明をすることが当たり前でも、健聴者の中では笑われてしまう。相手にわかってもらうための方法が異なる。

ろう者の生活を見て、文化、世界を理解してほしい。

旅行に行きたいと思い旅行会社に行ったら、断られた。理由を尋ねたら、万一何かが起こったら、対応できないと言われ、健聴者と一緒に来て下さいと言われた。飲食店で宴会をしようとした時も断られた。インターネットで申し込んだ時に電話で本人確認が必要となっており、仕方なく店舗に行ったこともある。これは全て差別だと思う。まだまだ理解が足りない。

筆談でも細かい記載がなく、短いやりとりで進んでいくとそこでもすれ違ひが生じてしまう。ろう者の中には人間関係で悩んでいる方が多い。一生懸命やっても、理解が足りずにきちんとした評価がされないこともたくさんある。

手話は命です。今は手話通訳者を配置してもらえるが、以前はそれもかなわなかった。

手話通訳者になるには5年かかる。手話通訳も時代に合わせて通訳の内容もかわってくるため、テキストもどんどん変わる。難聴者、中途失聴者それぞれ手話が異なる。そのため、通訳の質も高めていただきたい。100%は難しいと思うが、80~90%位は伝わるような通訳をしてほしい。

ろう者協会として10年前から要望していた養成コースが今年度からやっと始まった。足立区は遅れていたが、認められて良かったと思っている。

ろう者は高齢化も問題となっている。特に都営住宅には単身で高齢のろう者がたくさんいる。ろう者はコミュニケーションが取れないという理由で中々近所との付き合いがない。いつか災害が起きた時のことを考えるととても心配になる。協会の会員で一人暮らしの高齢者は約150名。ろう者がみんな会員になってもらえれば良いが、それが難しい。非会員でもどこにどんな方が住んでいるかを把握できていると良いと考えている。以前ろう者だけで避難訓練に参加してみたら、受付の方が慌てていた。音声言語でのコミュニケーションが取れず、筆談も思いつかずに慌ててしまっていた。個人によって文章が書けない、読めない、読める等様々ではあるが、簡単な筆談であれば理解できる。

ろう者には情報が入ってこない。コミュニケーションが取れないため、誰かが訪ねてきても怖くてドアを開けられない。そうすると近所付き合いができず、孤立してしまう。

足立区の手話通訳者は76人位と聞いている、足立区の人口を考えると足りない。4倍、5倍はいたほうが良い。ろう者は本当にコミュニケーションが取れなくて困る。何度も何度も質問するが、それでもわからないと諦めてしまう方がたくさんいる。厚生年金なども内容がわからないことなども多い。まずは聴覚障がい者、ろう者、難聴者、中途失聴者それぞれどんな方か、どんな生活をしているかを理解していただいた上で、手話に対する理解につながると思う。

ろう者に対しての虐待や差別の問題もある。聞こえないので後から小突かれる。ろう者は話かける時に肩をたたくが、健聴者はその意味がわからないので、セクハラと勘違いされてしまう。軽く叩いただけでも勘違いされてしまう。とにかくまずはろう者の生活について理解していただきたいと思う。

○中村部会長

意見、質問はあるか。

○鈴木委員

災害が多い。地震は揺れでわかると思うが、河川の増水等で避難が必要になると、電話がかかってくるようになってきているが、聴覚障がいの方はどのように判断されているか。

○加藤オブザーバー

携帯を持っていればAメールで情報を得られるが、携帯がない方は情報が得られない。京都の水害では、周りが避難していても全く気付かず、最終的にはヘリで避難したという事例もある。行政でろう者がどこに住んでいるか把握し、情報提供してもらえれば良いと思う。

○鈴木委員

1～2年前に中川が氾濫するかもしれないという警告が出た時に、会員がその地域に住んでいたが、周りを見ても誰も避難していなかった。雨の中避難するというのも大変だと思う。避難支援者プランを策定し、数年に1回改定していると思うが、ろう者協会の通信などでそのような情報も伝えていけると良いと思う。

○小宮委員

要避難者名簿は障がい者等を優先的に避難させるために、民生委員や消防署に配付されており、年に1度更新されている。

地震対策が大切で、どのように避難させるか検討しておくことが大切である。水害は数日前から予測がある程度できるが地震は予測ができない。最近足立区で作成したハザードマップを区民に配付しているが、これを有効に活用するのは、町会自治会の訓練であると思う。障がい者の避難については、町会自治会でも検討する必要があると思う。

○加藤オブザーバー

とてもうれしく思う。ここにろう者がいるということをもっと知ってほしい。早く情報を教えてほしい。遠慮はしないでほしい。

○小宮委員

消防団では、外国の方や障がいのある方とのコミュニケーションについて、英会話教室や手話講座等も行っている。会話は難しくても挨拶等ができる団員を増やそうという取組みを行っている。避難誘導する時にコミュニケーションはとても大切。足立区も外国人が増えている。消防団は地域の防災訓練に派遣されることもあるので、その時にろう者の方などと触れ合うことがあれば、どのように対応すればよいかかわかると思う。イベント等に來てもらって、もっとろう者の方からの声を通訳の方を通じてでも地域の方などに伝えて

いただけると良いと思う。

○中村部会長

ろう者の方との文化の違いについてなど感じられたことがあればご意見いただきたい。

○田中委員

差別の事例は難しいと思う。こちらの配慮が足りないことはたくさんあると思う、差別をしているという認識はないが、差別になっていることもたくさんあると思う。

○江黒委員

言っていることを理解するためにたくさん質問するが、理解されずに諦めてしまうということは、知的障がい、発達障がいにも共通する部分だと思う。イベントや会議で手話通訳者が配置されることが増えてきたと思う。

知的の高齢者も同じではあるが、医療機関との連携、部屋を借りるということ、警察の理解について、全ての障がい者について理解が得られるように周知を足立区に頑張っていたいただきたい。

○小杉委員

ろう者の方とコミュニケーションをとる場面がなく、生活について知ることができて勉強になった。ろう者の方に外にでてきていただくにはどのようなアプローチをすればよいか。また本人確認について電話確認以外にどのようなアイデアがあるか聞きたい。

○加藤オブザーバー

私だけではなくて、色んなろう者からの話を聞いてほしいと思う。何かそのような機会があればぜひ教えてほしいと思う。ろう者と健聴者のコミュニケーションのずれについてもどのようにすれば解消できるか考えていきたいと考えている。

○中村部会長

田中委員からの意見について、現在合理的配慮という部分で少しずつ変化が出てきていると思う。以前はろう者自身で通訳を確保しなければいけなかったが、現在は主催者が通訳を配置することとなっている。

現在、視覚障がい者の転落事故を減らすため、全国的にホームドアの設置が進んでいる。ただ、どれだけのお金をかけてホームドアを設置しても、「危ないよ」という声かけがなければホームドアの意味はないと先日受けた研修の講師が話していた。ろう者の方がどのような悔しい思いをして、どのような思いで条例を勝ち取ったかという思いは今日に加藤会長からのお話で理解できたかと思う。

本日が第一歩だと思うので、委員の皆様の職務につなげていただければと思う。

○二見事務局

本日の議事の中で、議論が途中となったこともあると思う。「本人確認は電話以外にどのような方法があるか」、「ろう者の方の声を聞くにはどうしたら良いか」については事務局で引き続き検討していきたいと思う。

聴覚障がい者がどのようなことで困っているかについては、「みんながいっしょに暮らせるまちへ」の中で生活で困ること、サポート内容について紹介している。こういった部分を障がい者の方のご意見を聞きながら、障がい理解を深めるために取り組んでいきたいと考えている。

4 事務連絡

- ・事務局で議事録を作成し、足立区のホームページで公開する。公開前に委員に発言内容を確認していただきたい。
- ・第2回権利擁護部会
日時 9月26日(木) 14時から
会場 足立保健所 中央本町地域・保健総合支援課
内容 「障がい者の住宅確保について」
精神医療部会と合同開催を予定